

eラーニングを活用した自律的学び支援業務委託仕様書

1. 委託業務名

eラーニングを活用した自律的学び支援業務委託

2. 業務の目的

職員の学習意欲の増進と自律的な学びの習慣を定着させるとともに、柔軟な思考力や判断力、新しい視点や考え方等、幅広い技能や知識を習得するためのe-ラーニング動画コンテンツ（以下「動画」という。）を提供し、職員の自律的な学び促進の支援を行う。

3. 履行期間及び履行場所

(1) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

※なお動画の受講可能期間については、契約締結後速やかに受講開始するものとし、契約期間満了日までとする。

※受講期間は前期（受講開始日から令和6年9月30日まで）と後期（令和6年10月1日から令和7年3月31日まで）の二期制とし、前期は全職員（約3,800人）に対して一定の期間動画を視聴できる環境を提供（ID付け替え可）、後期は希望する職員のみ視聴できるよう環境を提供すること。

※後期のID数は、9月末までにアンケート調査を実施して指定する。

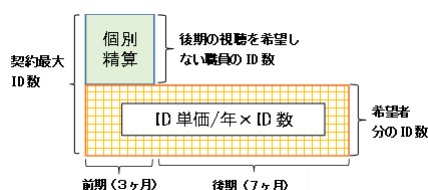
(2) 履行場所

発注者が指定する場所

4. 委託料の精算方法

- i) 契約可能なID数（契約最大ID数=9,900,000円÷ID単価/年）を契約
- ii) 前期から後期まで視聴を希望する職員のID数分は年額支払
ID単価/年 × ID数（希望者）
- iii) 後期の視聴を希望しない職員のID数分は個別に精算
ID単価/年 × ID数（個別精算）÷ 全体視聴期間月数* × 3月（前期分）

<委託料の算定方法イメージ図>



(* 受講期間を6月～翌年3月までの10月で想定したもの。受講期間が7月～翌年3月までとなる場合、全体視聴期間は9月で積算となる。)

5. 委託業務の内容

(1) 受講環境の構築

発注者が指定する受講対象の職員（以下、「職員」という。）が、インターネット上で受託者が運営するWebサイトへ接続し、e-ラーニング講座を受講するための学習管理システム（以下「システム」という。）を提供する形式とすること。

なお、システムの運用は、次の条件を満たすものとする。

- ① ID数は、全職員分（約3,800）を上限とする。
- ② 前期は、ID数の下限を300とし、すべての職員が一定の期間視聴できるようIDを提供すること。また、IDの付け替えは可とし、すべての職員が前期のうち最低一週間以上は視聴できるものとする。
- ③ 後期は、受講を希望する職員数分のみIDを提供すること。
後期のID数は、9月中に希望調査を実施の上指定するものとする。
- ④ 職員に個別のIDを付与し、職員自身が受講状況を確認できること。また、受講期間中は時間や動画数、受講回数の制限なく視聴できること。
- ⑤ 職員が自宅等の一般的に利用できるインターネット回線により動画を視聴できること（総合行政ネットワーク「LGWAN」及びローカルネットワークでの利用は想定していない）。
- ⑥ パソコン、スマートフォン及びタブレット等の情報通信端末での受講に対応していること。想定するブラウザの動作環境は、以下のとおりとする。

	OS	ブラウザ
パソコン	Windows10 以上 Professional 64bit	Chrome、Safari、 Microsoft Edge、Firefox他
モバイル 端末	Android 最新のバージョン iOS の最新バージョン	Google Chrome、Safari、 Microsoft Edge

(2) 動画の編成

動画の編成は次の条件を満たすものとする。

- ① 以下に該当する動画を必ず含むこと。
[柔軟な思考力や判断力、新しい視点や考え方等、幅広い技能や知識の習得が可能な動画]
- ② 講座数は100以上（〇〇講座や〇〇研修といった、複数の動画から構成されるものを1講座、動画1本5分以上）とすること。
- ③ 受注者の提供するシステムで使用する言語は日本語とする。また、動画において使用する言語は、日本語（多言語の場合は、日本語字幕も可）とする。

(3) システムの管理

受注者の提供するシステムは次の機能を搭載すること。

- ① 発注者に管理者用の権限を付与できること。
- ② 発注者が職員の視聴状況等を確認できること。また、その情報を編集が可能なデータとしてMicrosoft Excel(CSV 形式)にて出力・保存できる機能を有すること。
- ③ 同姓同名の職員がいる場合に判別可能な情報が登録できること。

(4) 保守・サポート体制について

- ① 以下の操作説明に係る資料の提供又は動画の配信、説明会等を実施すること。
 - ・発注者向け管理機能に係る操作
 - ・職員向け視聴機能に係る操作
- ② システム利用に係る問い合わせ対応及び操作に関するサポート体制が確保されていること。
- ③ システム障害の発生時には、発注者に対して速やかに報告できる体制が確保されていること。
- ④ 運用時の情報セキュリティ対策について、山梨県情報セキュリティ基本方針及び山梨県情報セキュリティ対策基準並びに情報セキュリティに関する特記事項を遵守し十分な対策をとること。また、併せて以下の項目に対応していること。
 - i) SSL やTLS 等のプロトコルを使用した通信データの暗号化
 - ii) 不正プログラムの感染防止対策
 - iii) システムの脆弱性等をついた情報の改ざんや漏えいなど情報セキュリティインシデントの発生を防止するためのサイバー攻撃への適切な対策
 - iv) システムの脆弱性に対する改善措置
 - v) システム障害発生時は、システム障害の詳細（原因・解決方法等）を記し

た報告書を発注者に対して速やかに報告できる体制が確保されていること

(5) その他

その他委託業務には以下の事項を含むものとする。

- ① 各講座の概要（内容、講師、所要時間等）一覧表の作成
- ② 管理者向け操作マニュアルの作成
- ③ 利用者向け操作マニュアルの作成
- ④ 問い合わせ対応窓口の設置
- ⑤ 契約期間中、発注者の求めに応じた職員の視聴状況データ等の提供

6. 成果物

(1) 成果物の内容

視聴実績一覧

* 各動画の視聴状況等、原則としてシステムから出力可能なデータとする。その他の事項（集計方法等）は発注者から別途指示するものとする。

(2) 納品方法

電子データ 1式

* 電子媒体（CD-R等）に格納すること。

* 原則として、Microsoft Officeで処理できるファイル形式で記録すること。これに対応できない資料は、PDF形式によること。

(3) 納品場所

山梨県職員研修所（山梨県甲府市蓬沢1-15-35 山梨県自治会館3階）

7. 留意事項

- (1) 委託料の精算は、前期及び後期別に提供したID数の実績に応じて行うものとする。
- (2) 業務実施にあたっては、円滑かつ効率的に進めるため発注者と密接な関係を保ちながら作業を推進すること。なお、作業の内容に疑義が生じた時は、発注者はその都度、状況の報告を求めることができるものとする。
- (3) 受注者は、本委託業務の遂行上知り得た情報、資料について第三者に漏洩してはならない。
- (4) 受注者は、委託業務の実施に際しての詳細な事項及び本仕様書に記載のない事項については、その都度、発注者と協議の上処理すること。